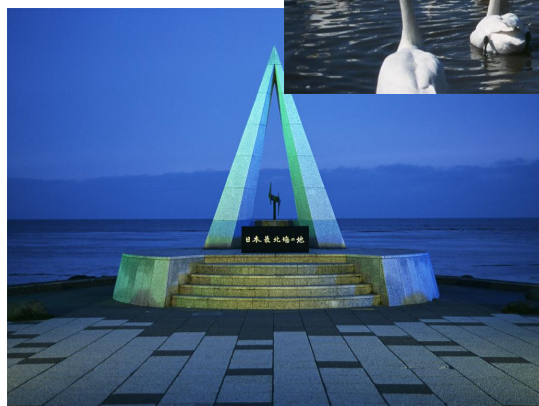
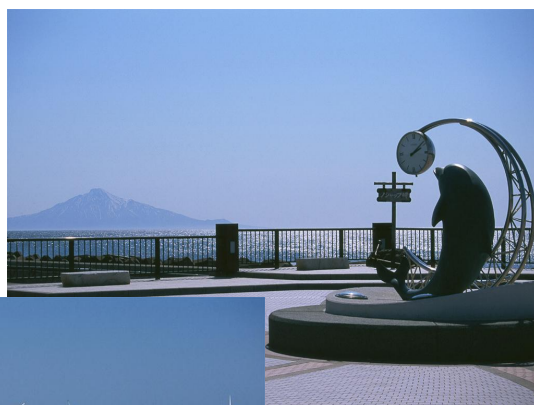


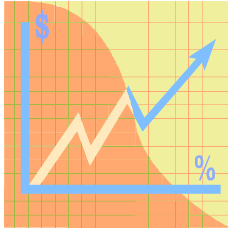
稚内市財政の状況

平成 18 年度 決算概要



稚内市財政契約課

平成 19 年 9 月



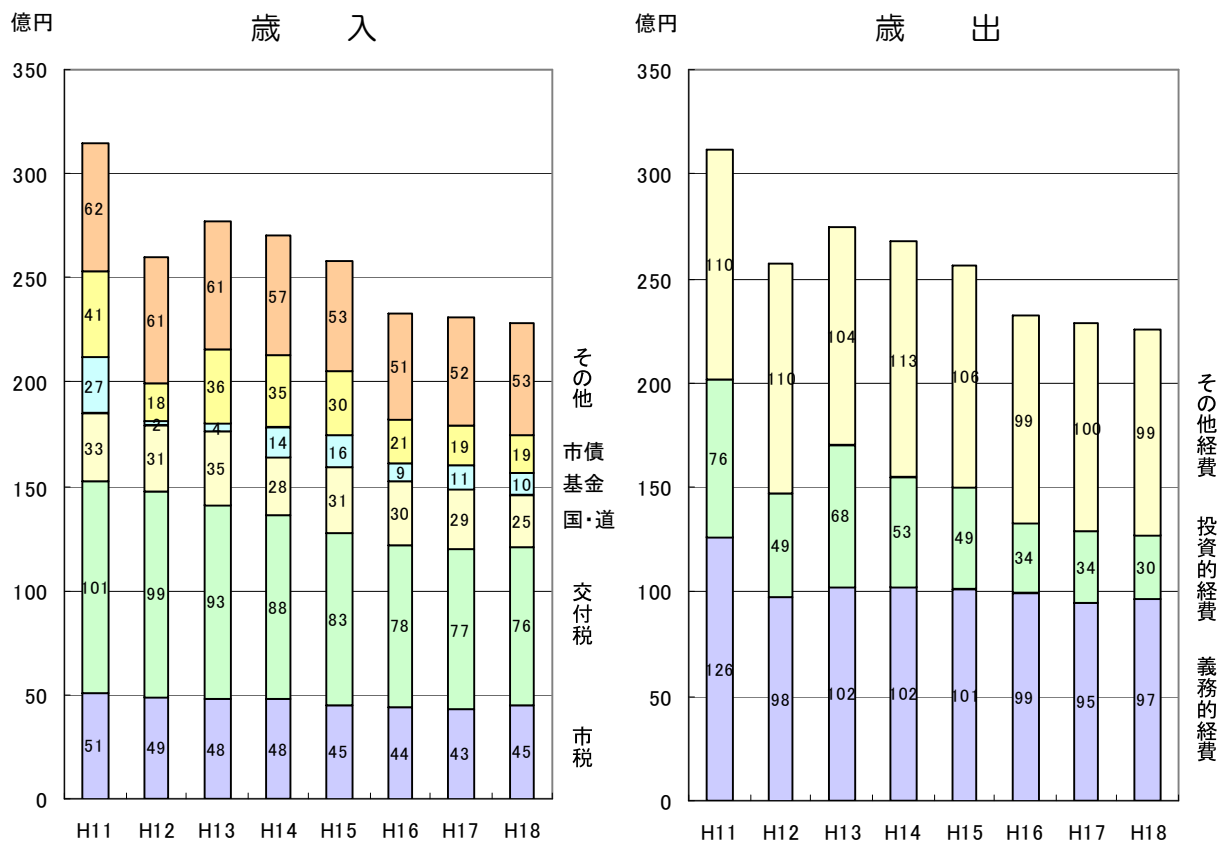
稚内市の財政の現状

歳入・歳出決算状況	1
市税	2
地方交付税など	3
地方債	4
基金（市の貯金）について	5
義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	6
投資的経費（普通建設事業費）	7
性質別経費の推移	8
物件費（賃金、旅費、需用費、委託料等）	9
人件費（普通会計ベース）	10
職員数（普通会計ベース）	11
特別会計・企業会計への繰出金	12
《病院事業会計》	13
《下水道事業特別会計》	14
経常収支比率	15
起債制限比率	16
実質公債費比率	17
健全化判断比率について	18

稚内市の財政の現状

【歳入・歳出決算状況】

本市一般会計の平成11年度から平成18年度の決算状況は、下記グラフのとおりです。以下、主な歳入歳出科目の推移から、近年の状況を概説します。



※ 一般会計の決算の状況

(百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
歳入決算額	28,300	26,978	25,670	24,063	22,957	22,764
歳出決算額	28,084	26,773	25,505	23,953	22,779	22,622
決算収支 ①	186	167	140	108	155	131
基金の積立 ②	673	685	486	587	653	659
基金の取崩 ③	474	1,464	1,841	999	1,083	955
実質決算 ①+②-③	385	▲612	▲1,215	▲304	▲275	▲165

※『決算収支』は『翌年へ繰越す財源』を除く『実質収支額』です。

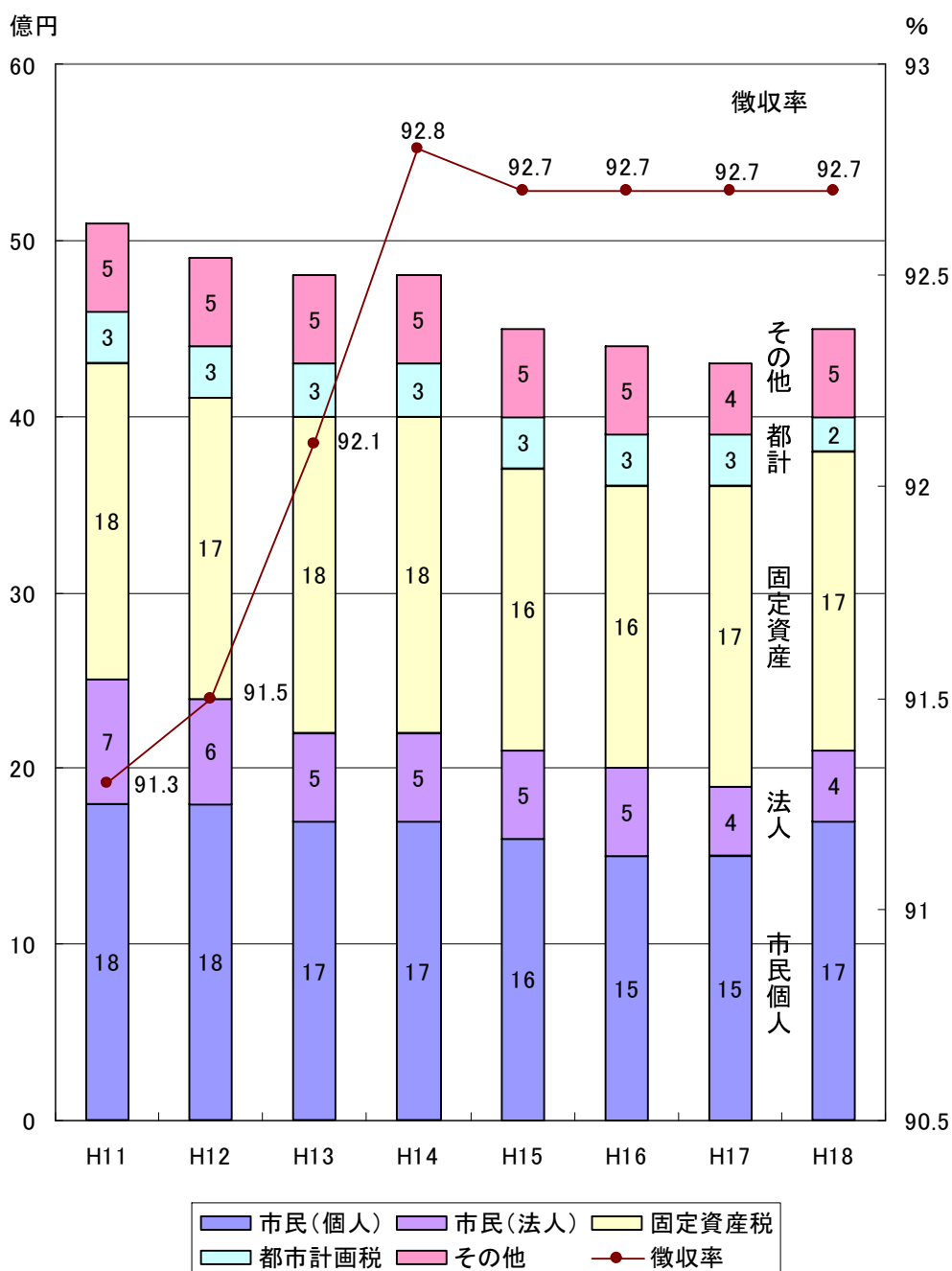
決算収支は黒字となっていますが、これは、毎年の基金（貯金）取崩しによって黒字を保っているものであります。

【市 税】

歳入の根幹をなす市税収入は、ここ数年景気の低迷や減税等の影響を受け、平成11年度の51億円をピークに減少しています。

個人市民税については、所得や納税義務者の伸び悩みと、数次にわたる減税の影響などから緩やかに減少していましたが、平成18年度は、前年の沿岸漁業（ホタテ・ナマコ）の所得増及び税制改正（定率減税の縮減・老年者控除の廃止及び非課税制度の廃止など）により約2億円が増加しております。

法人市民税は、大型店の進出による増加が見られましたが、企業の業績不振や法人税率の引き下げなどにより、近年は、ほぼ横ばいの状態が続いております。



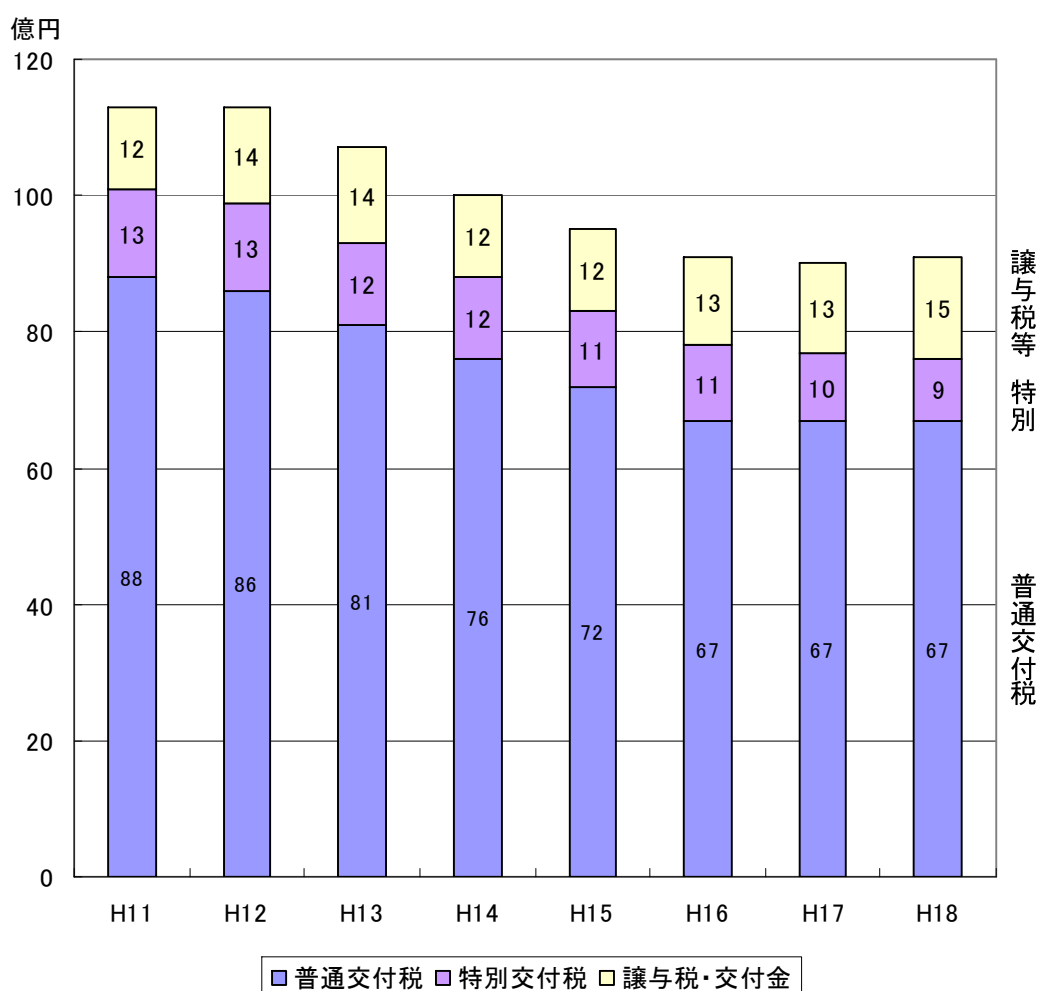
【地方交付税など】

地方交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を基礎として国から交付されるものです。

福祉施策や公債費償還に係る需要額が年々増加したことから平成11年度までは伸びを示してきましたが、その後、国の三位一体の改革などにより減少を続け、平成18年度ではピーク時の平成11年度に比べ25%も減少しています。

地方交付税の減少による、地方の財源不足に対処するため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債の発行が認められています。

なお、この臨時財政対策債の発行に伴う償還金は、後年度の地方交付税で財源措置されることになっています。



メモ

基準財政需要額は、標準的な行政サービスを行う為に必要となる費用を算出します。

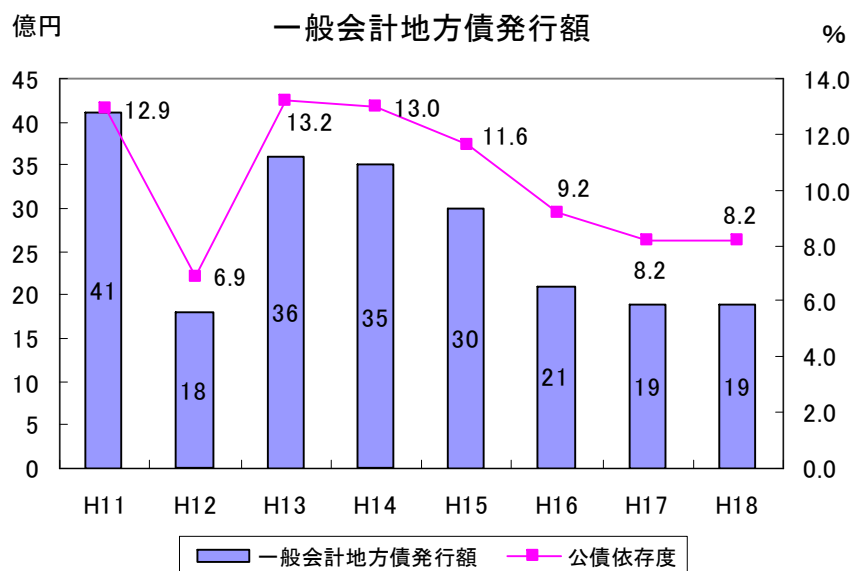
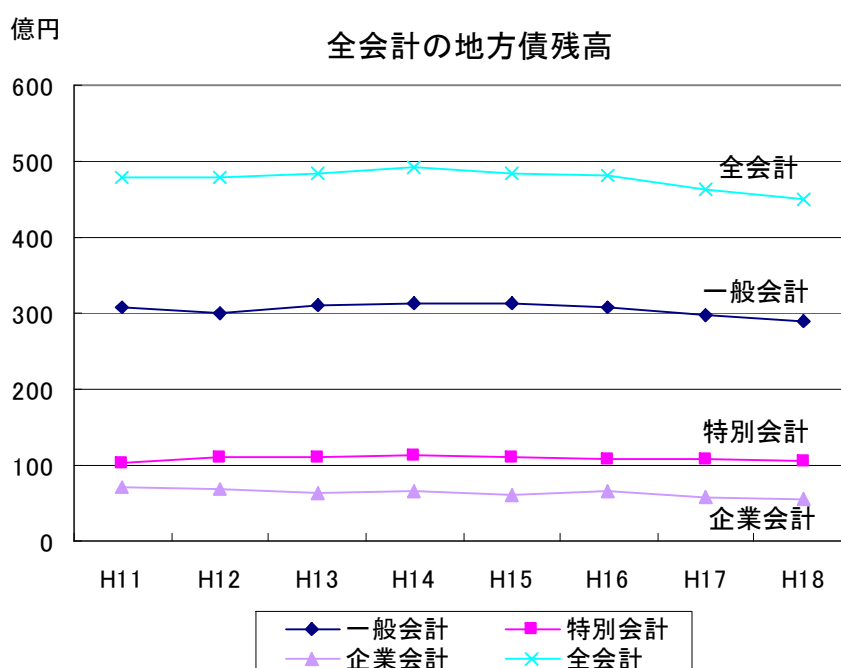
基準財政収入額は、市税や譲与税・交付金などの一定割合（75%）とされています。

【地方債】

平成18年度末の地方債残高は、一般会計で289億円、特別・企業会計を含めた全体では、450億円となっております。

なお、これまで地方交付税の算入対象となる地方債を活用してきたことにより、一般会計の地方債残高の約80%が償還時に地方交付税で財源措置される地方債となっております。

ピーク時の平成11年度には、国の経済対策（公共事業）や施設の建設財源として、また、減税等による市税減収分の補てんとして、41億円の地方債を発行しておりましたが、平成18年度発行額は19億円と平成11年度発行額と比較して、22億円を縮減しております。



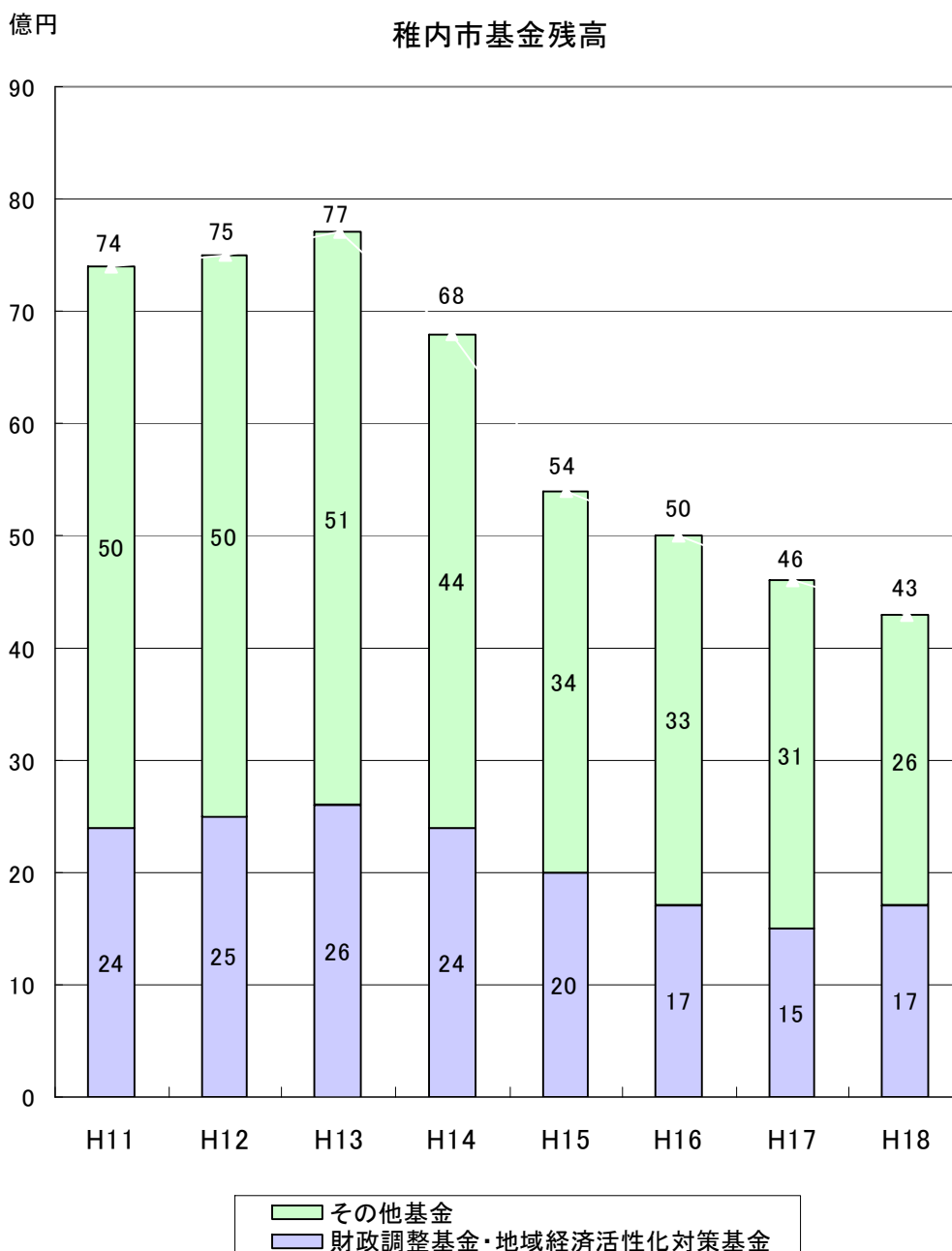
【基金（市の貯金）について】

『財政調整基金』は、年度間の財源調整を行うことを目的とした基金です。財源に余裕のある場合や決算で剰余金が発生した場合に積立てを行い、経済事情の変動により財源不足が生じた場合などに取り崩すことになっております。

『地域経済活性化対策基金』は、地域振興のために緊急に実施する必要がある建設事業などの経費に充てる場合に取り崩しを行っています。

その他の基金は、それぞれの基金設置目的により積立や取り崩しが行われております。

平成4年度末に161億円（過去最高基金残高）あった基金は、地方交付税の減少や地方債発行額の抑制等による厳しい財政状況のもと、財源不足を補うために取り崩しを行ってきたことにより、平成18年度末には43億円となります。



【義務的経費(人件費、扶助費、公債費)】

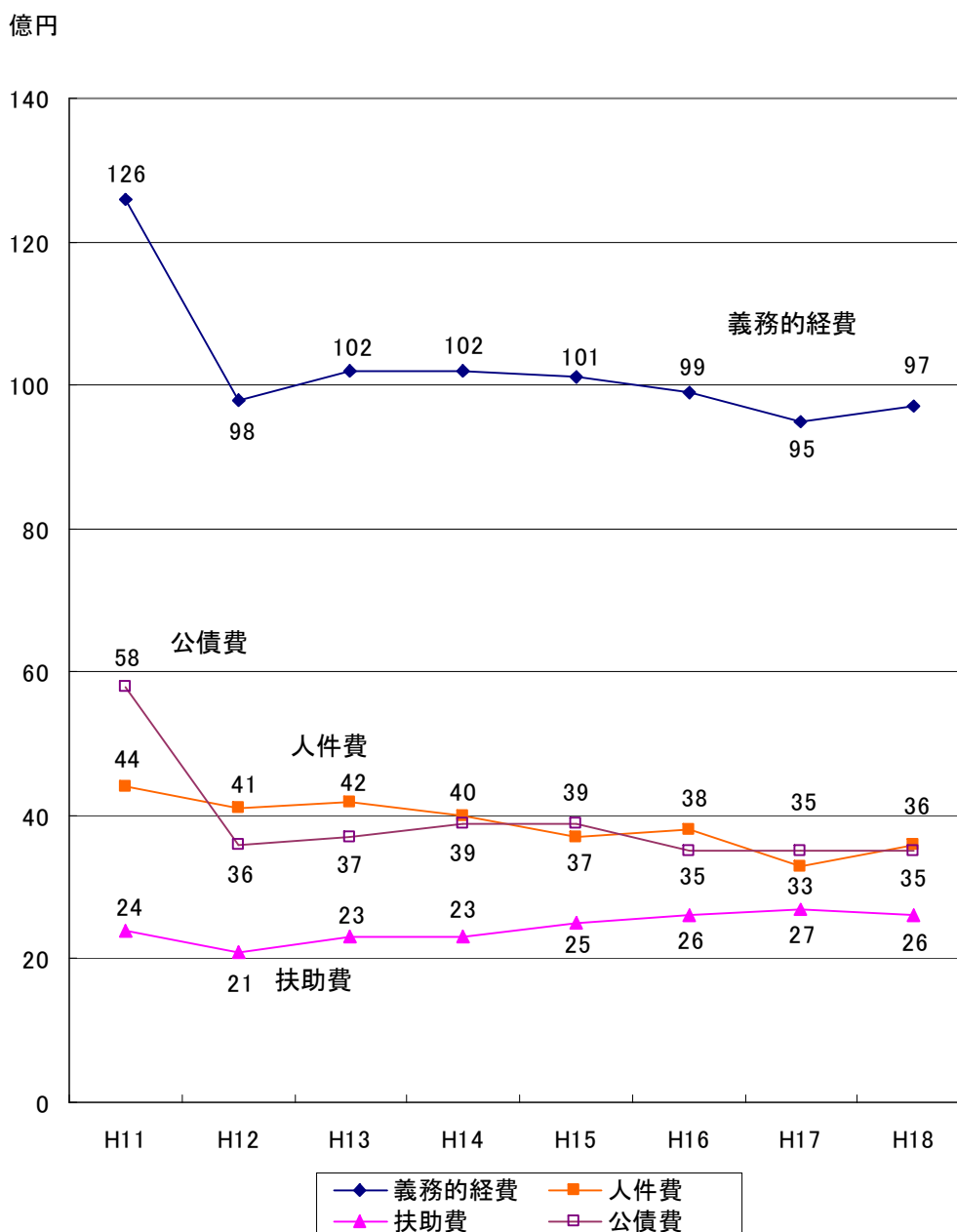
人件費は、給与のマイナス改定や給料月額独自削減（平成19年4月からは地域給与導入による新給料表の適用）と退職者の1/2不補充などによる職員数の減少などにより減少傾向にあります。

扶助費は、低迷する景気や医療費の増大により生活保護費や医療扶助費などが増加しており、将来においても増加が予想されます。

市債の償還金である公債費は、このところの低金利により支払利子は抑制傾向にあります。

平成18年度のこれら「義務的経費」は、歳出総額の43%を占めており、歳入に占める自主財源の比率41%を上回っております。

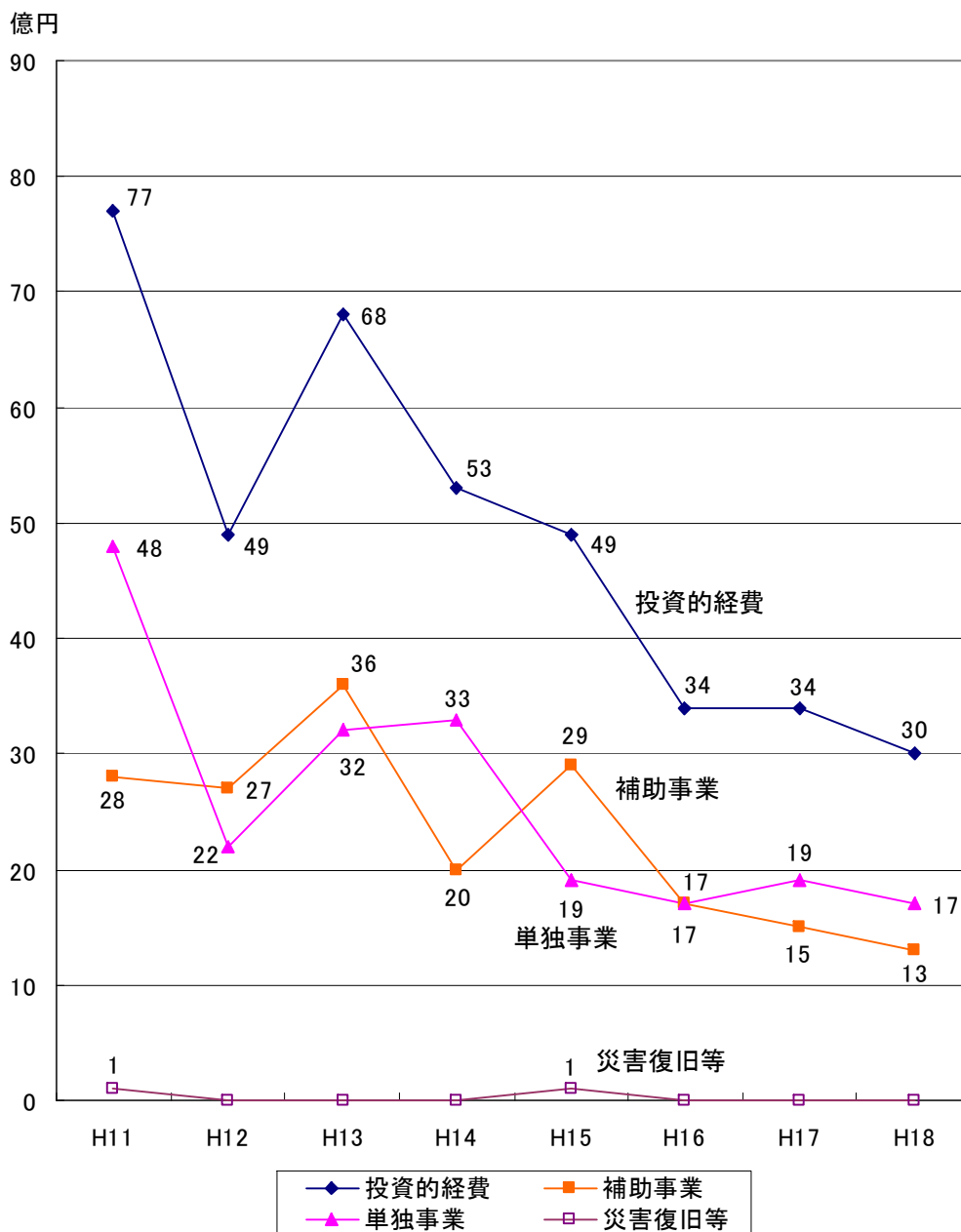
言わば市税など自主財源は、そのすべてが義務的経費に費やされているともいえます。



【投資的経費（普通建設事業費）】

経済対策のための公共事業や教育施設の整備、北星学園大学建設支援などの大型事業が続いたことにより、平成11年度の普通建設事業費は、77億円に達しましたが、その後「公債費負担適正化計画」の実施などにより減少傾向にあります。

また、国の景気対策として、地方交付税などにより財源措置されてきた公共事業は、地方交付税額の減少とともに大幅に圧縮され、特に箱物と言われる施設については、地方債の発行自体が制限されています。



【性質別経費の推移】

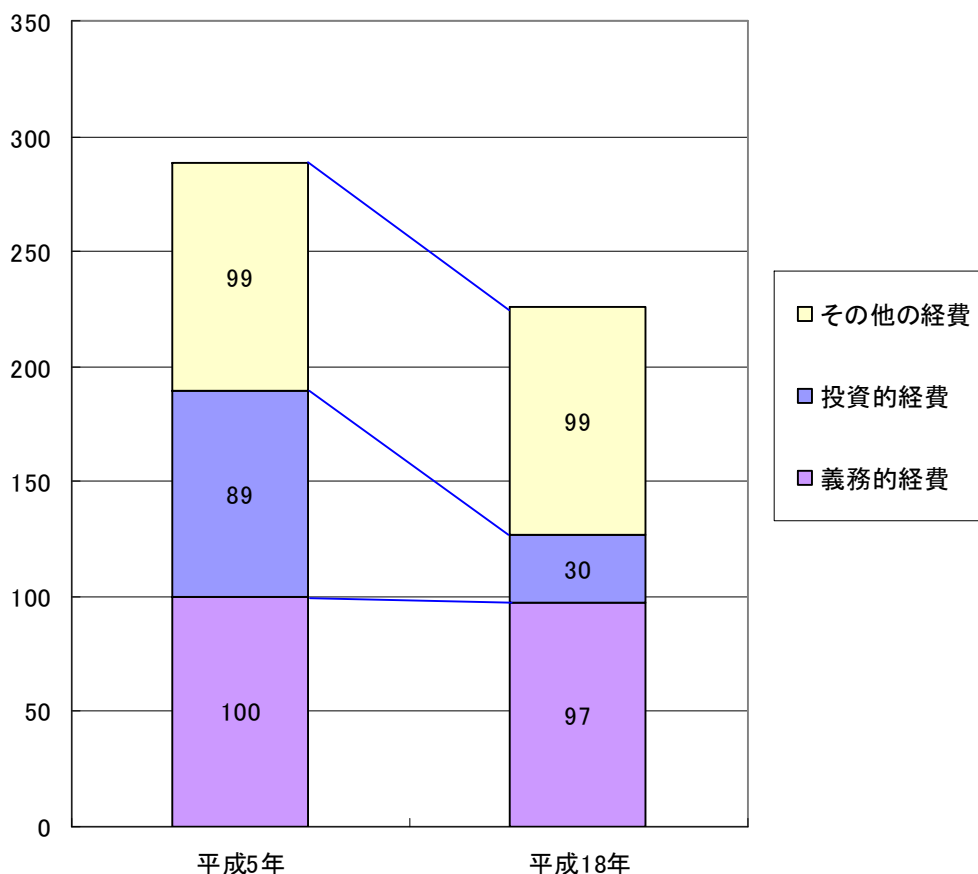
支出を性質別に大きく区分すると、義務的経費、投資的経費、その他経費に区分されます。

平成5年度と平成18年度決算を比較すると、支出総額が減少しているとともに、投資的経費の割合が減少しています。

これは、道内他都市においても同様な傾向を示しています。

稚内市の性質別経費の推移

億円



メモ

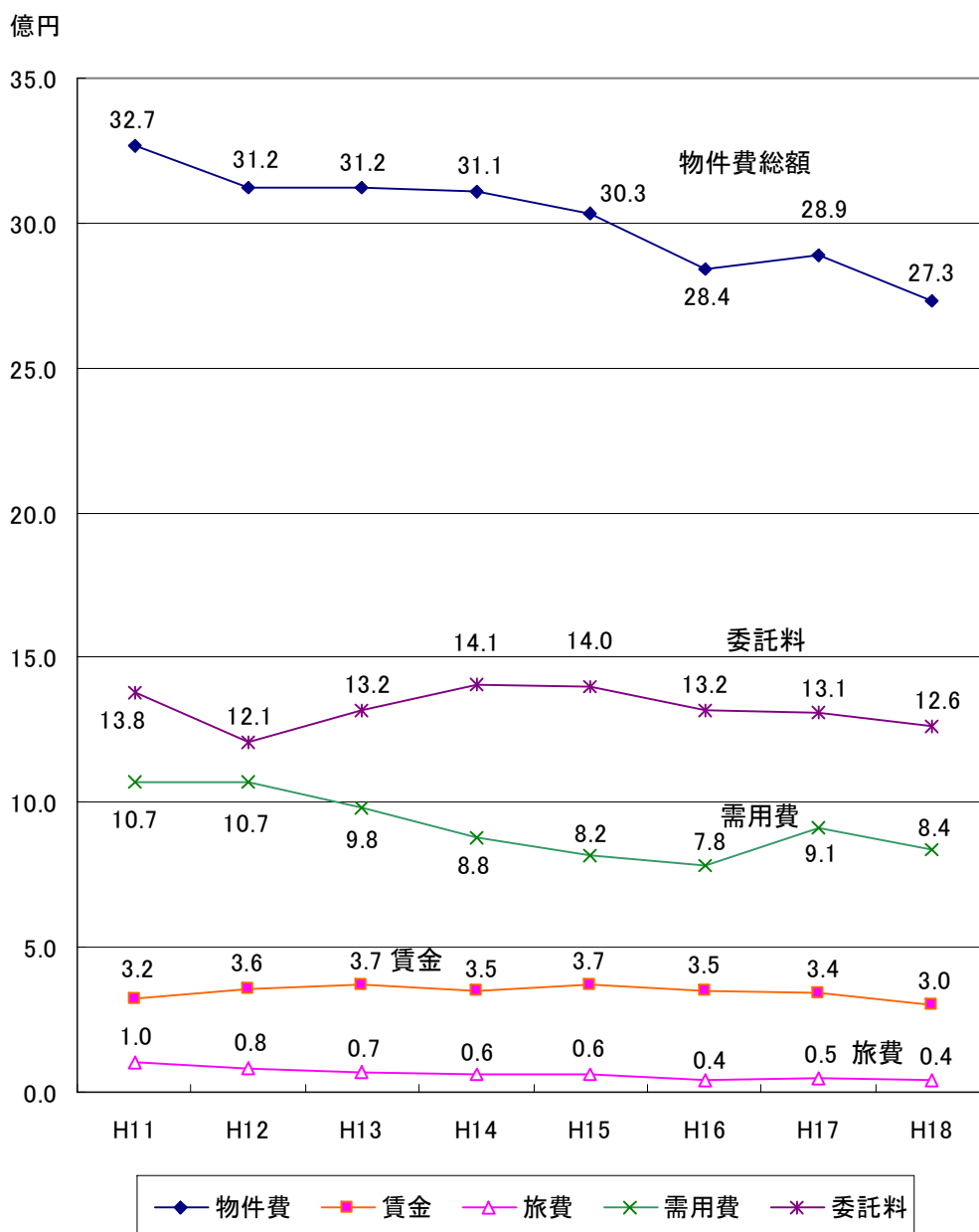
○義務的経費～職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費から構成されている。

○投資的経費～社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

【物件費（賃金、旅費、需用費、委託料等）】

物件費総額はゆるやかな減少傾向にあります。今後、事務・事業の委託化が進むことから、物件費はむしろ増加傾向を示すものと考えられます。

なお、賃金、旅費などは、減少しております。

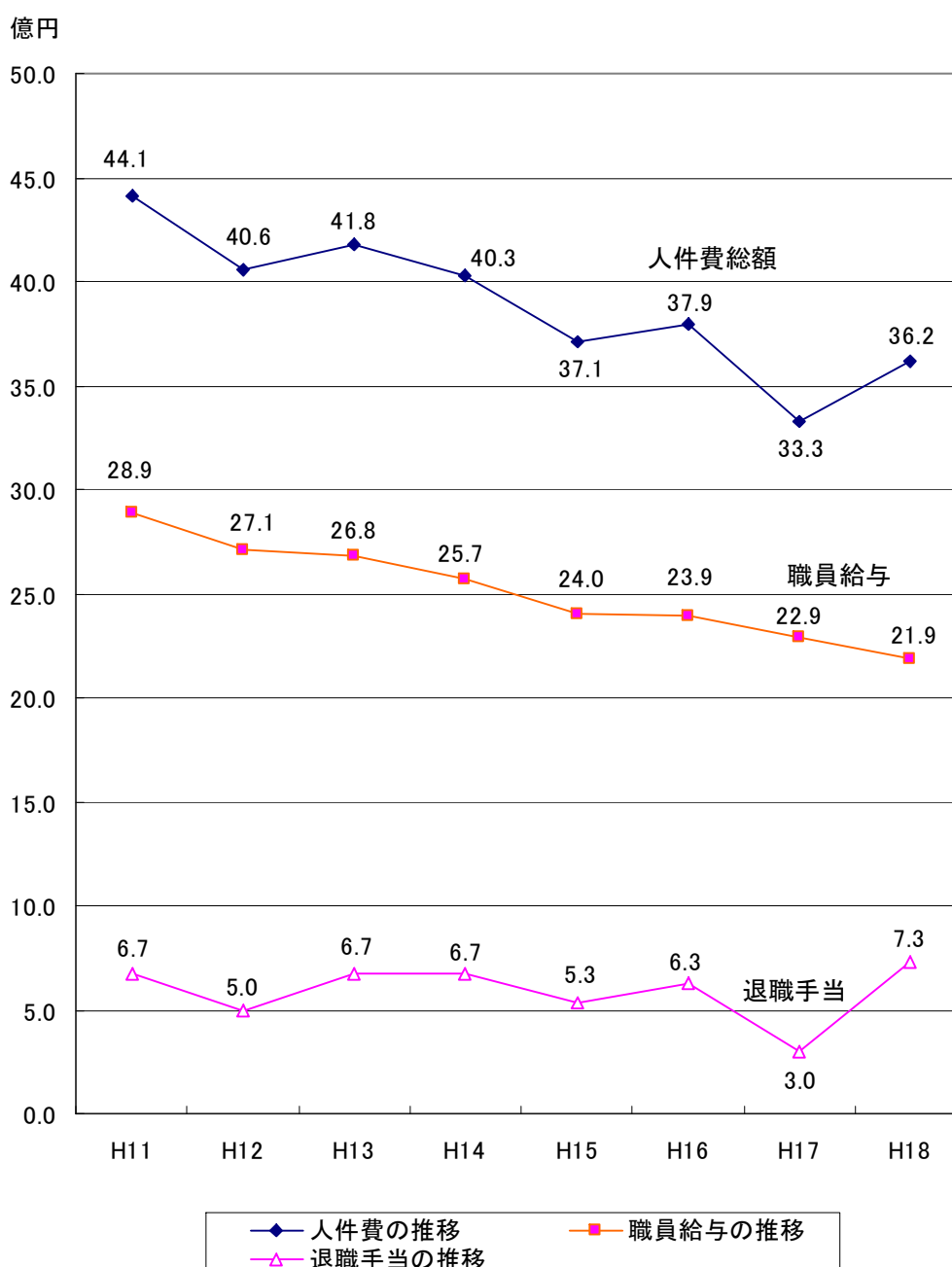


【人件費】普通会計ベース

人件費総額は、平成14、15年度の2ヶ年にわたって実施されたマイナス給与改定や平成18年9月から実施した給料月額の独自削減（平成19年4月からは地域給与導入による新給料表の適用）により、減少傾向にあります。

さらに、財政健全化プランによる退職者の一部不補充（補充は、退職者数の1／2以下）により、職員給与は今後も減少が予定されますが、一方では、平成18年度からいわゆる「団塊の世代」の職員が退職を迎えることから、毎年約6億円の退職金の支給が予定されております。

本市では、この団塊の世代の大量退職に対し、「退職手当債」の発行を行うなど、財政負担の平準化を図っています。

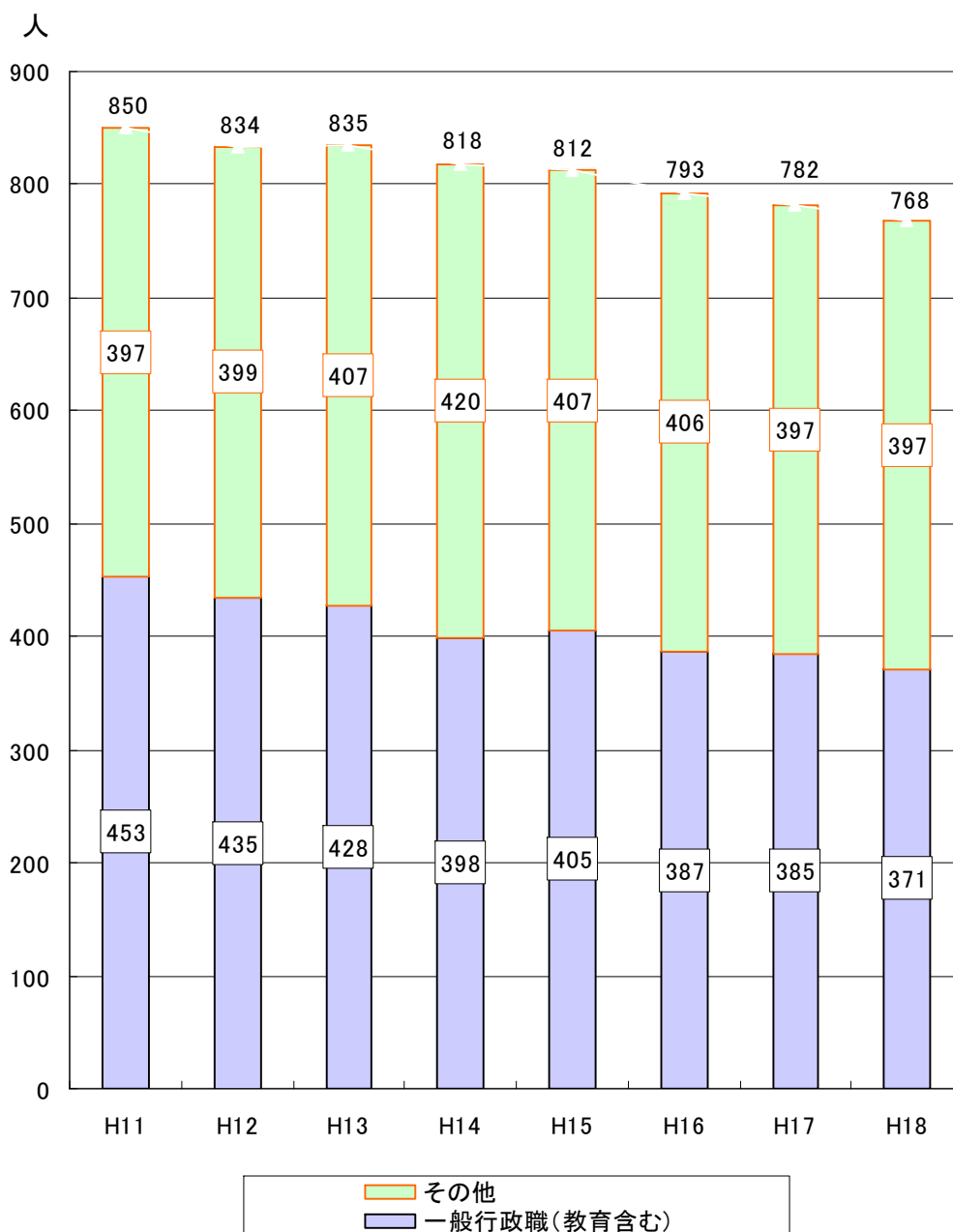


【職員数】 ※消防職員除く、普通会計ベース

職員数は平成9年度（855人）をピークに減少しており、18年度における職員数は768人となっています。

内訳では、一般行政職（教育含む。）において100人減少していますが、病院職員は16人増加しています。

一般行政職は、今後、財政健全化プランの実施による退職職員の一部不補充により、さらに減少するものと思われます。



【特別会計・企業会計への繰出金】

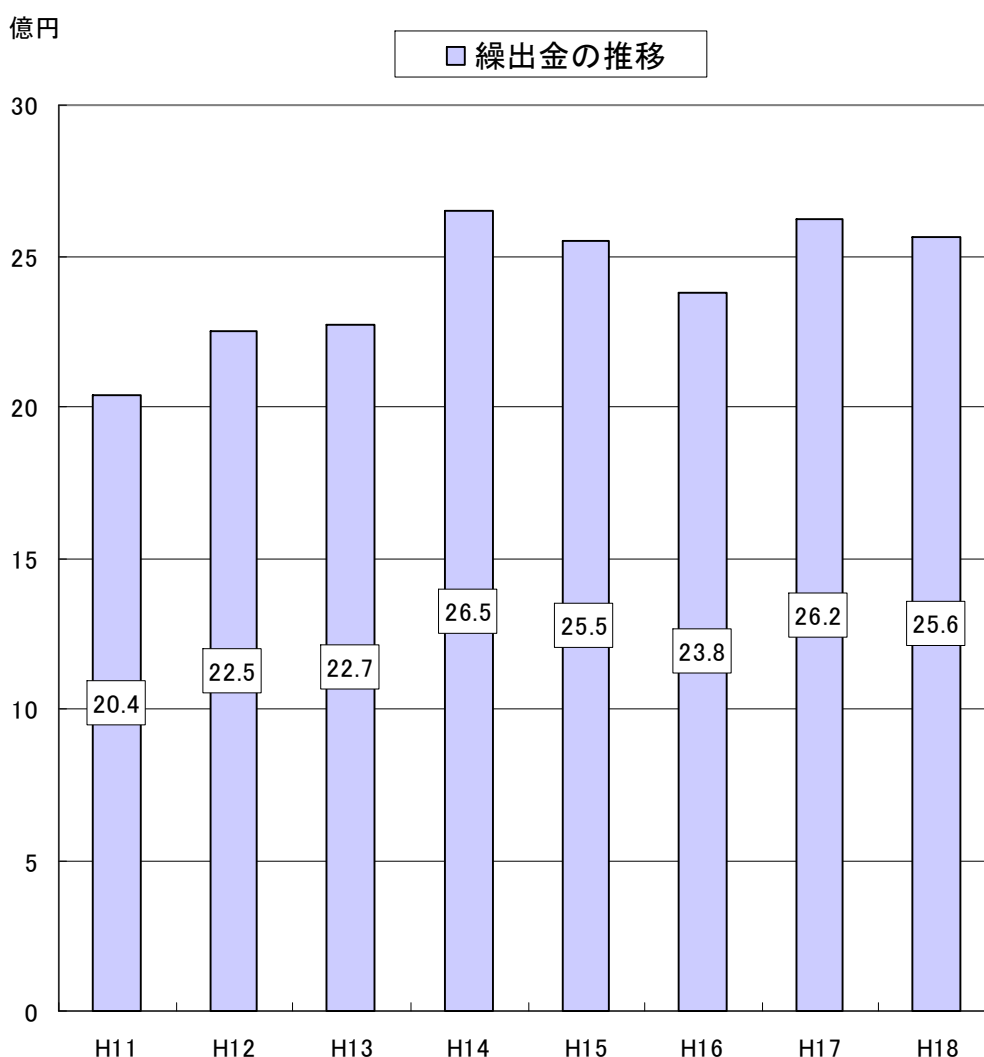
一般会計から他会計への繰出金は、制度上繰出しが必要なものと、財政支援として行う繰出金とに大別されます。

制度上行う繰出金は、他会計で行う事業のうちその性質上、税などを充てることが適当であると認められる経費で、国が基準を定めています。

対象となる経費は、企業債の元利償還金などが主なものであり、一般会計にとっては義務的経費に準ずるものです。

一方、財政支援として行う繰出金は、他会計の経営（収支）状況に応じて赤字分などの所要額を税等で補てんするものであります。

一般会計における財政の逼迫、また実質公債費比率など他会計を含めた財政指数の導入により、今後は、これまでと同様な財政支援は困難な状況にあります。

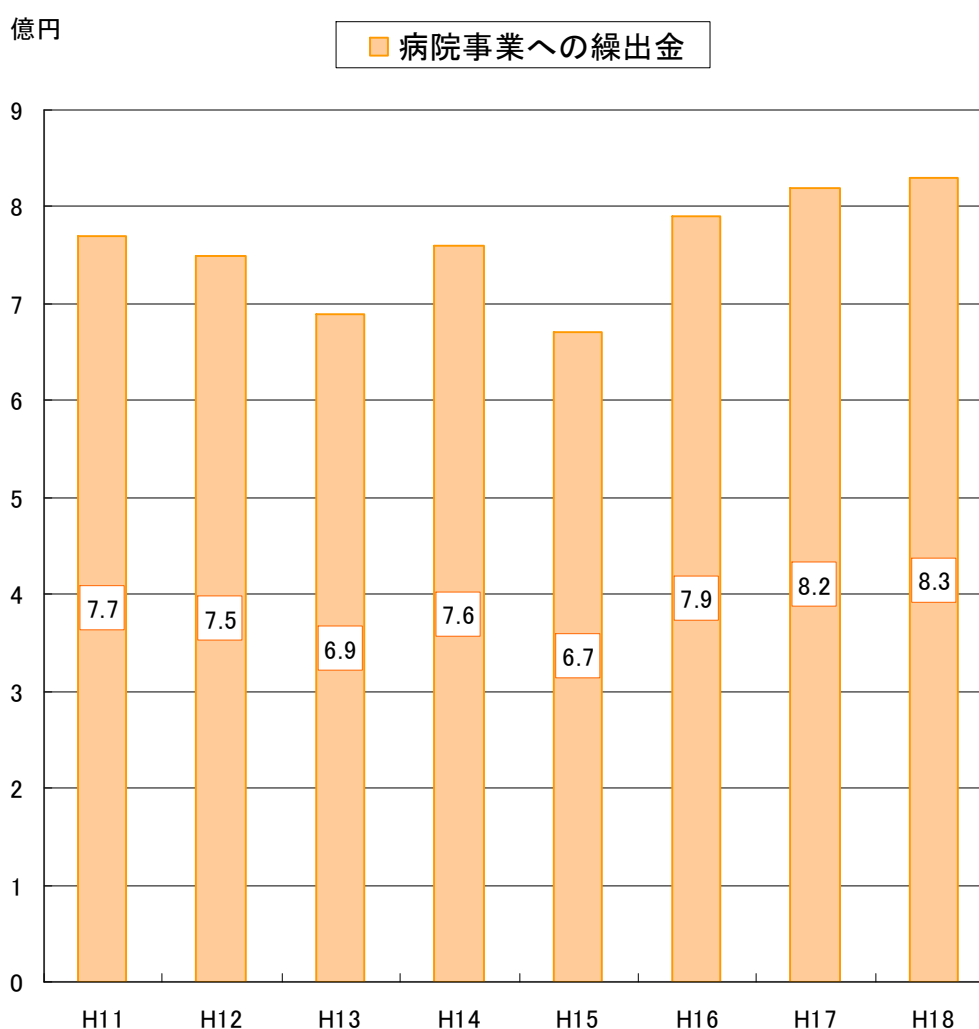


《病院事業会計への繰出金》

市立稚内病院は、公立病院・地域センター病院として、不採算となる医療分野についても、充実を図ってきました。

全国的な看護師不足や入院患者の減少、さらには多額の減価償却費により医療収入だけでは費用を賄い切れない状況が続いております。

一般会計では制度上の基準内繰出し及び基準外繰出しとして毎年約8億円の繰出しを行っておりますが、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用をするとともに、平成19年2月には「経営改善プラン」を策定し、なお一層の経営改善に取り組んでおります。



メモ

平成18年度繰出金 8.3億円のうち、基準内繰出し 6.7億円

基準外繰出し 1.6億円 となっております。

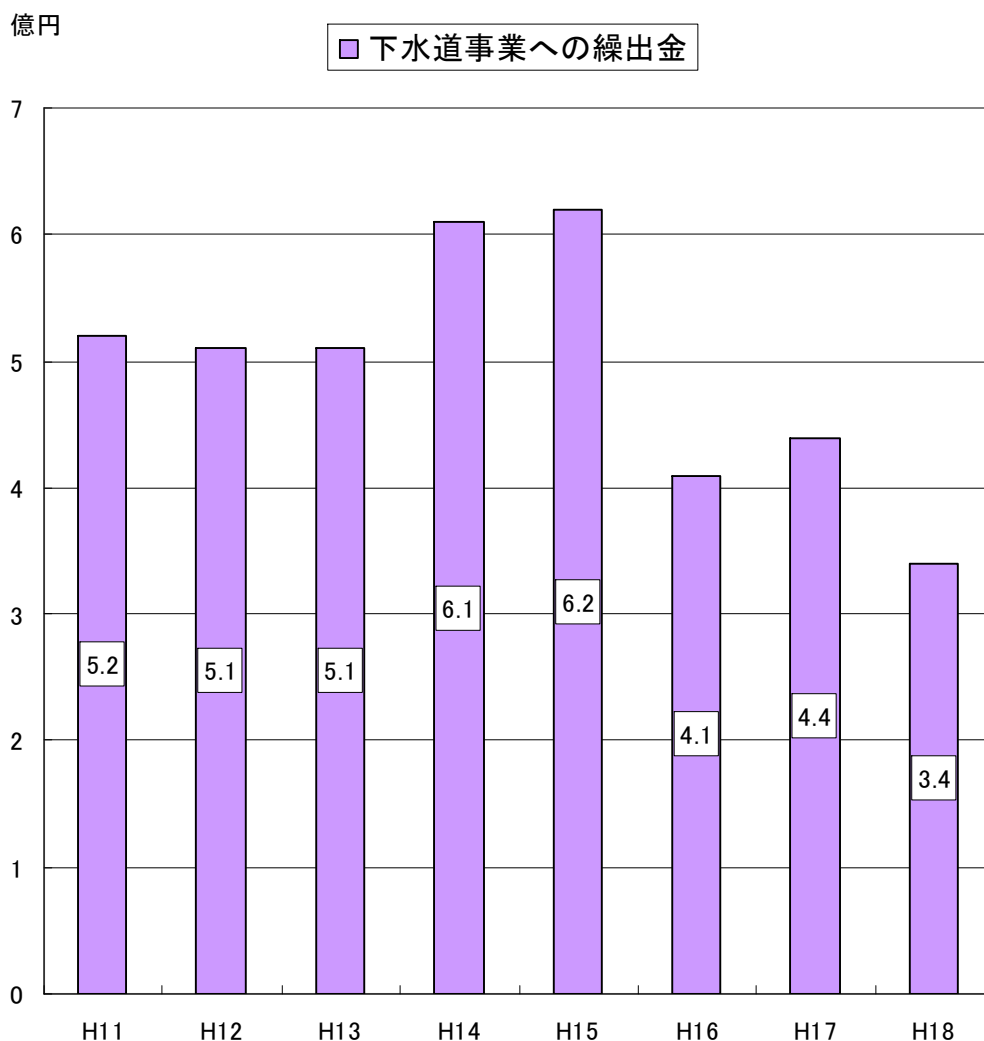
《下水道事業特別会計への繰出金》

本市の場合、市街地が細長く管渠の延長やポンプ場の設置など、他都市に比べ、イニシャルコストが高い状況にあります。

これまでに実施した事業費は約266億円ですが、この内103億円が市債残高として残っており、今後、この元利償還が下水道事業の大きな経営負担になるものと思われます。

今後は、自らの収益を考慮した中で、適切な施設更新を考える必要があります。

平成16年度からの繰出金の大きな減少は、償還金平準化のための市債を借入れたことによる繰出金の減、平成18年度については、国の財政措置の変更により、下水道事業債特別措置分を借り入れたことにより繰出金が減少しております。



メモ

平成18年度繰出金 3.4億円のうち、基準内繰出し 3.0億円

基準外繰出し 0.4億円 となっております。

【経常収支比率】

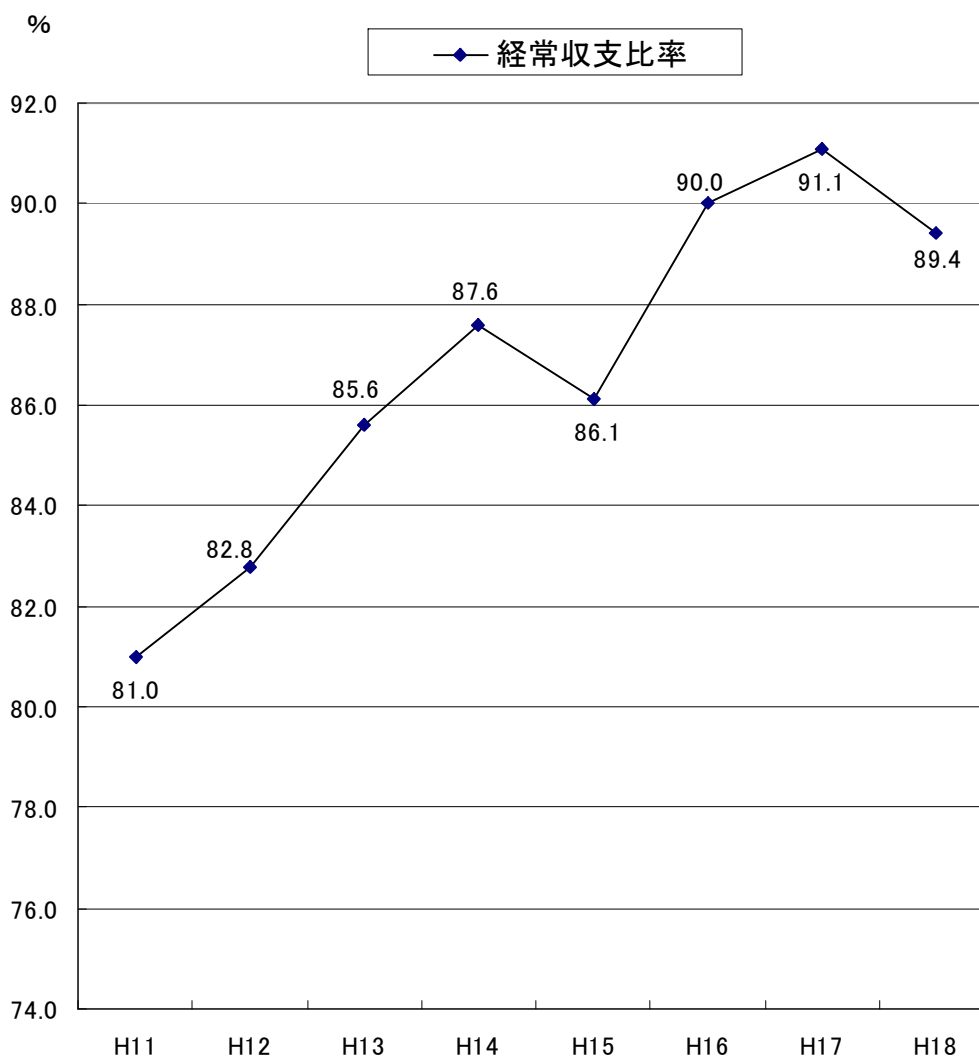
経常収支比率を家計で例えると、毎月決まって支払いを必要とする、住居費・食費・被服費・ローン返済金などの費用が、毎月の給料に占める割合を示したものです。

市の場合は、人件費や地方債償還金などの義務的経費や物件費の比率が高いほど経常収支比率が悪化し、財政の硬直化を招き、独自の施策が困難となります。

健全な財政運営の目安は、この比率が70%～80%の範囲にあることです。

平成11年度以降、分母となる市税・地方交付税が減少したことにより、経常収支比率が上昇傾向にあり、80%を超える水準で推移してきましたが、平成16年度にはついに90%を超え、平成17年度は91.1%となりました。

なお、平成18年度については、人件費や物件費の抑制を図ったことにより、89.4%となりました。

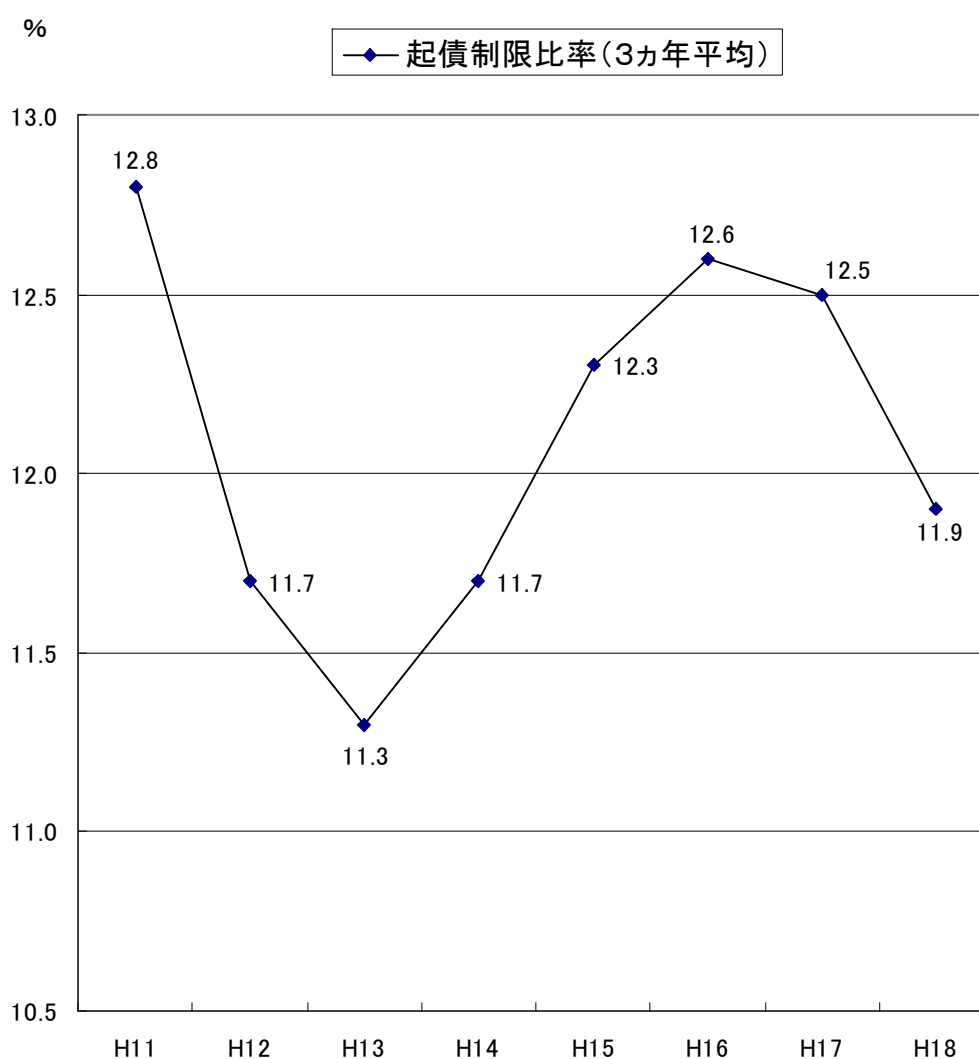


【起債制限比率】

起債制限比率を家計で例えると、家族構成や所得などを加味した標準的な家計規模に、車や住宅ローンの返済金が占める割合を示したもので、この比率が14%を超える場合は、イエローカードとなり、20%を超えた場合は、地方債の発行が制限されます。

本市は、平成8年度に起債制限比率が15%を超えたことにより、「公債費負担適正化計画」を策定し、繰上償還や事業の繰り延べに伴う、歳出の縮減を行いました。

平成12年度に計画を終了しましたが、今後も地方債償還額とのバランスを図りながら、新規の地方債の発行を考えなければなりません。



【実質公債費比率】

『実質公債費比率』は、平成18年度からの地方債の『許可制』から『協議制』への移行に伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わり新しく導入された財政指標です。

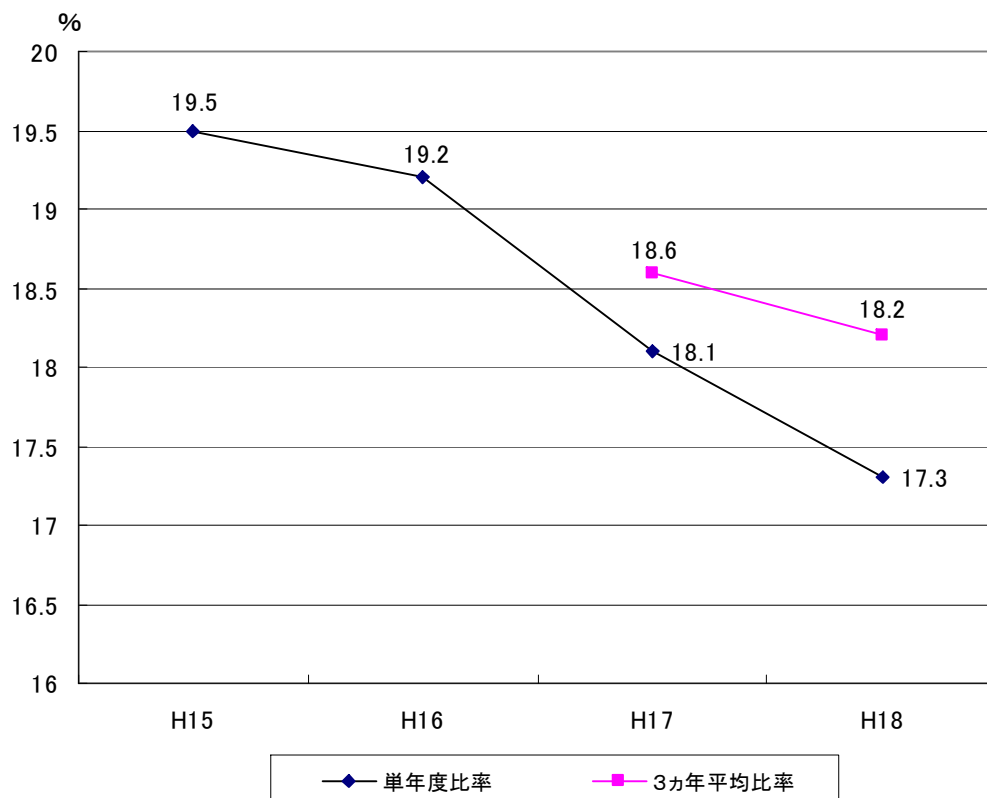
この比率は、今までの一般会計の地方債の元利償還金に加えて、公営企業会計や一部事務組合への一般会計からの繰出金や公債費に準じる経費を含めた自治体の実質的な債務を明確化するものであり、いわば連結決算の考え方を導入して、借入金の実態を明らかにしようとするものです。

この実質公債費比率が18%以上となった場合には、黄信号がともった状態であり、地方債許可団体に移行するとともに、『公債費負担適正化計画』の策定が求められ、さらに同比率が25%を超えた場合には、一部の地方債の発行が制限されることになっています。

本市の平成15年度から平成17年度までの3ヶ年平均の実質公債費比率は、18.6%となったことから、平成18年度から平成24年度を計画期間とした『公債費負担適正化計画』を策定いたしました。

この計画による平成18年度の比率は17.6%となる見込みでしたが、公債費の対象範囲の拡大などにより、平成16年度から平成18年度までの3ヶ年平均は18.2%となり、18%を超える結果となりました。

この結果、平成18年度に引き続き、地方債発行にあたっては、北海道知事の許可が必要であるとともに、平成18年度に策定した『公債費負担適正化計画』の見直しを行ない、今後も同比率の抑制に努めなければなりません。



※H15の単年度比率は、昨年度公表の実質公債費比率の数値を記載している。

【健全化判断比率について】

財政の早期健全化や財政の再生を図ることを目的として、平成19年6月に『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が公布されました。

この法律の施行により、平成19年度決算からは、従来までの普通会計を対象とした財政指数から特別会計・公営企業会計及び一部事務組合や第三セクター（出資比率による）含めた財政指数（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）が財政健全化の判断基準となる予定です。

また、従来までの収支指標（フロー指標）だけではなく、将来における負債等指標（ストック指標）が適用されることになり、普通会計における単年度収支のみならず、地方自治体が関係する全会計を対象とした財政状況の開示が義務付けられることから、各会計の決算や地方債残高、公債費に準ずる債務負担行為、一般会計からの繰入金、第三セクターの経営状況など、地方公共団体の健全化について、今からその財政運営を点検し、必要な改善に取り組み、より一層、適正な財政運営に努めなければなりません。

なお、この法律に基づく、財政指数の取扱いについては、今後、総務省令での詳細決定を待って試算することにしております。（一部の比率（実質公債費比率など）については既に公表済み。）